

各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

資料3 「第7次中間とりまとめ（案）」

委員からの御意見

【秋元委員】

- ・今後の懸念点を述べる。非化石価値取引市場について、p. 10 で議論の経緯をまとめて頂いているが、第 65 回制度検討作業部会において、参考資料として示された「非化石価値取引市場について」の資料からすると、2020 年度の未調達分の約 200 億 kWh 分は 21 年度に調達されず、多くは 22 年度に持ち越されているように思われ懸念を有する。このような議論を理解した上でも、21 年度に調達しなかった未達率が高い事業者の自己責任ではあるが、その結果、22 年度の同市場の市場価格が上昇し、他事業者を含めて影響が広く及ぶ可能性があるため、市場動向については注視が必要と考えられる。

【大橋委員】

- ・非化石証書取引について、非 FIT 証書における直接取引をコーポレート PPA に限って認める内容は、非 FIT 再エネの促進を促す観点から望ましい方向と考えられる。他方で、従前から指摘されているように、コーポレート PPA については賦課金の徴収の対象外となっており、制度上の不公平がある。非 FIT 再エネの促進を拡大していくうえでも、この制度上の問題点を早めに改めるよう、検討を行う必要があるのではないかと。
- ・BL 市場について、ベースロード電源等を適正な価格で市場供出されることが目的とされているところ、スポット市場が事実上、BL 市場として使用されていることから、「全国一律を志向」という点について、その政策目標の重要性を再度検討することが必要ではないかと。

【小宮山委員】

- ・「発動指令電源の募集量・調整係数」の記述(p. 63)に関して、案 b での調整係数を事後的に算定する場合のデメリット(事業者が事前に調整係数を把握して応札ができない等)も記載の上、それを補完するために、「調整係数については、……、事前に参考として公表することとする」といった記載の流れが望ましいようにも思います。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、p64 (2 段落目) に調整係数の事後算定のデメリット、そのデメリットを補完するために参考情報を公表する旨追記。

- ・同じく「発動指令電源の募集量・調整係数」の記述「調整係数については、……、事前に参考として公表することとする」(p. 63)に関して、調整係数の事前公表の具体的な公表時期や公表方式等の詳細は今後の検討事項と認識しておりますが、その旨、記載が望ましいようにも思います (例えば、「…事前に参考として公表することとし、詳細は引き続き検討する」など)。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、p64 (脚注 16) に公表時期について追記。

【武田委員】

- ・ベースロード市場ガイドラインについて、内部取引価格と市場価格を直接に比較するための根拠提出を求める内容の改正提案がなされていますが、同改正は、同市場の監視の実効性を高める重要な改正であると思います。
- ・容量市場ガイドラインについて、「市場支配的事業者」との表現を「市場支配力を有する事業者」との表現に変更する改正提案がなされています。競争法上、改正前の表現は、高度な市場支配力を有する者との意味を持ちうるものでありました。改正後の表現は、そのような誤解を払拭して、市場価格に影響を与え得る者であれば監視対象にすることを確認するものであり、適切であると思います。

【辻委員】

- ・p. 40 間接送電権との関係においては、間接オークションの経過措置の都合上、一部の地域間連系線では間接送電権の発行量が限定されている実情についても言及しても良いと思います。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、p. 41 に一部の連系線においては間接送電権の発行量が限定されている状況を追記。

- ・p. 60 追加オークションの開催判断については、本制度検討作業部会においても「停電コストと調達コストの総和最小化を図る観点から案 1 を指示」とする意見も多く見られたため、その旨併記することが良いかと感じました。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、p62 (参考図 3-3 の下の段落) に案 1、案 2-2 を支持する御意見をいただいた旨を追記。

【松村委員】

・ 4 ページ

まずは応急的な値差損益解消の手法について検討を行った。

⇒まずは応急的な値差リスクの軽減の手法について検討を行った。

(理由) 値差損益解消の手法を検討したなら、今回の措置は手法について検討を行ったのに値差損益を完全には解消させない措置を提案しており、検討したことに対応した措置になっていないと誤認される恐れがある。「解消」の言葉をどうしても入れたいなら

「まずは応急的な値差損益問題の軽減・解消の手法について検討を行った。」あるいはその類似の表現でもいいと思います。

(御意見を踏まえた修正)

御意見踏まえて、p. 4 冒頭「値差リスクの軽減」という表現に修正。

また、p. 41 p. 45 2022 年度の対応を示す部分についても同様の表現に修正。

・ 63 ページ

第 2 回のオークションにおいては、上限である 3%の枠を超えた応札が行われたことから

⇒第 2 回のメインオークションにおいては、ゼロ円応札した量が上限である 3%の枠を超えたことから、あるいは

第 2 回のメインオークションにおいては、約定価格を下回る応札量が 3%の枠を超えたことから、

(理由) 上限量は 4%だったはずでは、との誤解を避けるためメインと言う言葉をつけた方が良くもしいないと思いましたが。しかし文脈からも論理的にもメインオークションであることは明らかなので、元の通りでもいいと思います。後半は、応札量が単に 3%を超えただけでなく、安値の応札だけで 3%を超えたことを言う必要があると考えました。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえて、p. 63 の冒頭の記載を「第 2 回のメインオークションにおいては、ゼロ円応札した量が上限である 3%の枠を超えたことから、」に修正。

・ 70 ページ

引き続き検討を進めていくことが期待される。

⇒引き続き検討を進めていく。あるいは

⇒引き続き検討を進めていくべきである。あるいは

⇒引き続き検討を進めていく必要がある。

(理由) これはエネ庁あるいはこの委員会でも引き続き検討するべきもので、当事者が「期待される」と書くと若干無責任に聞こえかねない。別の箇所でも監視等委員会の今後の行動に関して「期待される」と書くのは問題ないと思うが、ここの箇所は修正した方が良くと考え

る。具体的にどう手当てするのかを書くのであれば、まだ議論していないことなので断定しないよう書く必要があるが、「引き続き検討する」こと自体は断言してもいいのではないか。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえて、p. 71 の記載を「引き続き検討を進めていく必要がある」に修正。

【石坂オブザーバー（東京ガス株式会社）】

- ・(該当箇所) p. 59～61 容量市場の追加オークションの開催判断について

(意見) 追加オークションの開催にあたり、上限価格の考え方については事業者が入札を検討するにあたり関心が高い事項と考えます。64 回本作業部会の【資料 3】 p. 31 「上限価格と約定のイメージ」にて事務局に作成いただいたイメージ図が分かりやすいため、追記をご検討いただきたく思います

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえて、p61 に(参考図 3-2)を追加。

- ・(該当箇所) p. 67～68 容量市場の経過措置の扱いについて

(意見) 容量市場の経過措置の扱いについて、記載内容に異論はございませんが、第 65 回本作業部会での議論において、委員および事務局から「経過措置の具体的内容の取扱いについては開始後の応札行動を踏まえて必要により見直しを行う」旨のご発言があった点を踏まえ、本文もしくは参考図 3-7 (受取額のイメージ) 等に、その旨の追記をご検討いただきたく思います。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえて、p69 (脚注 17) に追記。

【小川オブザーバー（関西電力株式会社）】

- ・13 ページ(参考図 1-11)において、2021 年度の非 FIT 証書に関する 2022 年 2 月末時点までの調達見込みを示していただいておりますが、本年 5 月 25 日の第 65 回制度検討作業部会の参考資料「非化石価値取引市場について」の 5 ページにおいて、2021 年度の非 FIT 証書は、外部調達量推計 633 億 kWh に対して取引実績は 425 億 kWh であり、約 200 億 kWh の未調達が合った旨が示されておりますので、この点については今回の中間とりまとめに明記いただければと思います。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、p. 13 (注 7)に追記。

- ・2021 年度の非 FIT 証書の取引状況を踏まえると、2030 年の高度化法の目標達成に向けて確度を高めるという中間評価の目的が果たされる

かについては懸念があると考えます。加えて、第一フェーズではグラウンドファザリングの設定により、小売事業者間の外部調達比率はイコールフットが図られているにも関わらず、各小売事業者の実際の調達状況に差が生じ、真摯に証書調達を行った小売事業者が競争上不利になるのではないかという懸念もあると考えています。したがって、小売事業者が高度化法の趣旨を踏まえ、定められた目標の達成にしっかりと取り組んできたか、について丁寧に確認いただくとともに、その結果を踏まえ、高度化法の枠組みを機能させていくために現行の制度設計の課題をきちんと検証いただくことが必要であると考えます。

なお、第6次中間とりまとめにおいて、「高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、今後の取引動向を踏まえつつ、早期に検討を行っていく」との記載がありますが、未だに検討がなされていない状況であり、早急に対応すべきと考えます。

- ・ 58 ページの (1) 背景において、「容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、将来に必要となる供給力を確実に確保し安定供給を実現することを目的として創設された」との記載がありますが、容量市場創設の目的には小売事業者や需要家のメリットをもたらすことも含まれていますので、第3次中間とりまとめの67 ページの記載に倣い、「容量市場は、予め必要な供給力を確実に確保することができること、卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットがもたらされること等を目的に創設された」との記載に修正することが望ましいと考えます。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえて、p. 59 の冒頭の記載を修正。

【國松オブザーバー（一般社団法人電力取引所）】

- ・ 2.2. ベースロードの節に関しては、清算という表現がなされていますが、補填という表現が正確かと思えます。清算という表現ですと、誤解を招くと思えます。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、2022 年度の対応については「値差清算」ではなく「値差リスクの軽減」という文言に修正。

- ・ p. 32 第4段の最終行「基準エリアプライスと事業者が属するエリアのエリアプライスの値差が生じる場合に清算をすることとされた」は誤りではないでしょうか。正しくは「基準エリアプライスとBL約定価格の値差が生じる場合に清算をすることとされた」です。

(御意見への考え)

2017 年 12 月第 16 回制度検討作業部会以降使用されている表現を使用することとした。

- ・ p. 41 中段の「売手・買手両者に対応しうる公平な競争環境となる」はエリアの違いを考慮していないと考えられます。閾値を導入し、売り買い双方に適用しても、公平な競争環境は到底実現出来ませんのでミスリードかと思えます。

(御意見を踏まえた修正)

いただいた御意見や、p. 41 では売手・買手ニュートラルな議論とすることを記載していたことを考慮し、「公平な議論となる」と修正。

- ・ p. 43 最下行の「清算」は明らかに「補填」であると思います。売手と買手と表記することで、買手から売手への清算と思わせるような表現は適切ではないと考えます。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、2022 年度の対応については「値差清算」ではなく「値差リスクの軽減」という文言に修正。

- ・ p. 44 中ほど「BL 市場において発生する JEPX の値差収益は、買手事業者の清算により発生する値差と売手事業者の清算により発生する値差のバランスにより決まる」と断言されていますが、断言は誤りかと思えます。「BL の値差収益というものは特定することは出来ない」が正確であり、その中で便宜上の算定に過ぎないと思えます。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、「により決まる」という断定表現から「より想定される」という表現に修正。

- ・ ベースロード取引には意見を申し上げて来ましたが、結果としてご理解頂けなかったことは残念に思います。しかしながら、22 年度分についてある程度の補填が必要であることは認識しております。そのための理由付けが将来的に正しいこととならないようにして頂きたいと思えます。

【花井オブザーバー（中部電力株式会社）】

- ・ 第 1 フェーズの評価方法の検討に際し、複数の委員やオブザーバーから重要な意見があったと認識しております。その他の項目（(1) 2022 年度の間目標値について、等）と同様に、意見の追記をお願い致します。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、p. 12 に「第 1 フェーズの評価方法」についていただいた意見を追記。

- ・ 容量市場の目的は必要な供給力の確保と電源の新陳代謝であり、供給力が減少すれば電源の新設が促進される制度設計でなければならないと考えております。発電コスト検証WGにおいて最新の発電コストが報告されている中で、NetCONE へ反映しないことは、容量市場の目的に沿っていないと考えており、この点、第 64 回制度検討作業において発言させていただきました。今回の整理に対し、このような意見があったことについて、例えば脚注等に追記をお願い致します。

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえ、p70 (脚注 19) に御意見があった旨を追記。

【渡辺オブザーバー (出光興産株式会社)】

- ・ p. 64 に同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理の案 3 に対して、
『案 3 については、新規参入を阻害するおそれがあることから望ましくないと考えられる。』とご記載いただいているが、以下追記していただきたい。『案 3 については、落札した容量が確実に調達される確度が高くなるというメリットがあるものの、新規参入を阻害するおそれがある点への対応が課題であると考えられる。』

(御意見を踏まえた修正)

御意見を踏まえて、p. 65 (参考図 3-6 の下の段落) に反映。

※その他の委員においては、事務局案について、異論なしの旨、ご回答いただいております。

<事務局の考え方>

- ・ 委員及びオブザーバーのご意見について、事務局で精査した上で、第 7 次中間とりまとめ (案) のとおり修正いたしました。

<大橋座長取りまとめ>

- ・ 第 7 次中間とりまとめ (案) については、委員及びオブザーバーのご意見を踏まえて修正も行っていますので、事務局においては必要な手続きを進めてください。